

奄美群島国定公園

公園区域及び公園計画変更書
[奄美群島国立公園新規指定に伴う解除]

(環境省案)

平成　　年　　月　　日
環　境　省

目 次

第1 公園区域の解除	1
1 解除理由	1
2 解除する公園区域	2
第2 公園計画の解除	5
1 規制計画	5
(1) 保護規制計画及び関連事項	5
ア 特別地域	5
(ア) 特別保護地区	6
(イ) 第1種特別地域	8
(ウ) 第2種特別地域	12
(エ) 第3種特別地域	20
イ 海域公園地区	27
ウ 関連事項	28
(ア) 普通地域（陸域）	28
(イ) 普通地域（海域）	30
2 事業計画の解除	37
(1) 施設計画	37
ア 利用施設計画	37
(ア) 集団施設地区	37
(イ) 単独施設	38
a 単独施設	38
b 運輸施設（係留施設）	43
(ウ) 道路	44
a 歩道	44
3 参考事項	46
(1) 過去の経緯	46

第1 公園区域の解除

1 解除理由

奄美群島国定公園は、鹿児島県の南端に位置する奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島よりなる奄美群島のうち、リアス海岸を中心とする海岸景観が評価されて指定され、当該景観と隣接又は一体として優れた景観を有するサンゴ礁の海中景観、自然性豊かな亜熱帯広葉樹林、隆起サンゴ礁地形の島等を含め、公園区域が設定された。

近年、照葉樹林、干潟、サンゴ礁等の景観に対する関心の高まりにより、様々な希少な生物が生息し、その雰囲気が感じられる豊かな生態系を有する地域や海域そのものに対する風景の評価が高まっており、国立公園として評価することが必要となっている（「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」平成19年3月、国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会）。

また、平成22年度に国立・国定公園総点検事業の結果が公表され、当該地域の自然環境がわが国を代表する傑出した地域であると評価され、新規に国立公園の指定を行う候補地として選定された。

以上を踏まえ、自然環境に関する情報をさらに収集、分析した結果、奄美群島について、日本列島の形成過程を反映して形成された島々の地史を背景に多くの固有種が集中して分布する国内最大規模の亜熱帯照葉樹林の生態系を中心として、自然性の高い河川景観、干潟・マングローブ生態系、サンゴ礁生態系といった多様な生態系が複合的に一体となった景観を風景型式とし、これらと一体的なリアス海岸の景観や琉球石灰岩のカルスト地形の景観、人と自然の関わりを示す有形無形の文化景観を有する区域を奄美群島国立公園に指定するものである。

これに伴い、奄美群島国定公園の公園区域及び公園計画の指定を解除するものである。

2 解除する公園区域

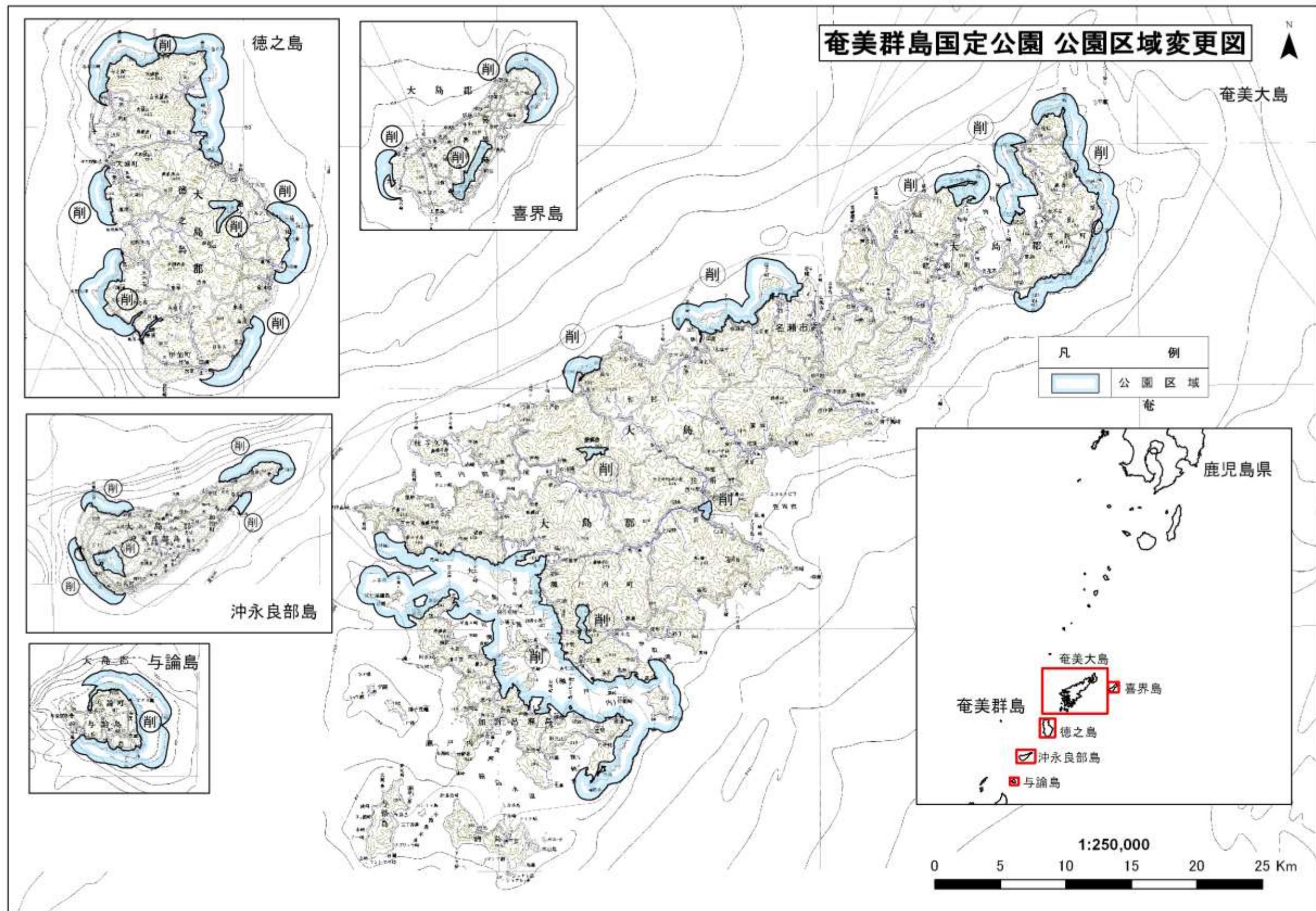
奄美群島国定公園の区域の全域を次のとおり解除する。

(表1：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
1	解除	鹿児島県奄美市 名瀬、笠利町及び住用町の各一部 鹿児島県大島郡 大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	$\triangle 7,861$ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国</td><td>$\triangle 655$</td> </tr> <tr> <td>公</td><td>$\triangle 2,204$</td> </tr> <tr> <td>私</td><td>$\triangle 5,002$</td> </tr> </table>	国	$\triangle 655$	公	$\triangle 2,204$	私	$\triangle 5,002$
国	$\triangle 655$									
公	$\triangle 2,204$									
私	$\triangle 5,002$									
			変更部分面積計	$\triangle 7,861$ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国</td><td>$\triangle 655$</td> </tr> <tr> <td>公</td><td>$\triangle 2,204$</td> </tr> <tr> <td>私</td><td>$\triangle 5,002$</td> </tr> </table>	国	$\triangle 655$	公	$\triangle 2,204$	私	$\triangle 5,002$
国	$\triangle 655$									
公	$\triangle 2,204$									
私	$\triangle 5,002$									
			変更前公園面積	$7,861$ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国</td><td>655</td> </tr> <tr> <td>公</td><td>2,204</td> </tr> <tr> <td>私</td><td>5,002</td> </tr> </table>	国	655	公	2,204	私	5,002
国	655									
公	2,204									
私	5,002									
			変更後公園面積	0 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>公</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td><td>0</td> </tr> </table>	国	0	公	0	私	0
国	0									
公	0									
私	0									

(表2：公園区域（海域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	解除	鹿児島県奄美市 名瀬及び笠利町の地先海面の一部 鹿児島県大島郡 大和村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の地先海面の一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△25,024
			変更部分面積計	△25,024
			変更前公園面積	25,024
			変更後公園面積	0



第2 公園計画の解除

1 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の指定を次のとおり解除する。

(表3：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後			変更前		
	区 域	面積 (ha)		区 域	面積 (ha)	
鹿児島県	—	0	国 0	奄美市 名瀬、笠利町及び住用町の各一部 大島郡 大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、 喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、 和泊町、知名町及び与論町の各一部	7,828	国 655 公 2,204 私 4,969
	(これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)					
			△7,828	変更部分面積合計	△655 △2,204 △4,969	
			7,828	変更前特別地域面積	国 655 公 2,204 私 4,969	
			0	変更後特別地域面積	国 0 公 0 私 0	

(ア) 特別保護地区
特別保護地区の全域を次のとおり解除する。

(表4：特別保護地区変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
1	解除	鹿児島県大島郡宇検村地内 鹿児島県大島郡宇検村の一部 国有林南西諸島地域施業計画区大島事業区 30 林班と、り、ぬ、る、ほ、わ、ち小班の全部	奄美群島国立公園として指定するため。	△103						
2	解除	鹿児島県奄美市住用町地内 鹿児島県奄美市住用町の一部 大字石原字古川の一部、大字役勝字越次の一 部、大字山間字土手の一部、大字山間字長浜 の一部、大字山間字大当の一部、大字山間字 葛勝の一部 役勝川、住用川、下流湿地帯の全部	奄美群島国立公園として指定するため。	△71						
奄美大島変更部分面積小計			△174	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td>国</td><td>△168</td></tr> <tr> <td>公</td><td>△2</td></tr> <tr> <td>私</td><td>△4</td></tr> </table>	国	△168	公	△2	私	△4
国	△168									
公	△2									
私	△4									
3	解除	鹿児島県大島郡徳之島町地内 鹿児島県大島郡徳之島町の一部 国有林南西諸島地域施業計画区大島事業区 40 林班い小班の全部 57 林班に、に1小班の全部 58 林班ろ小班の全部	奄美群島国立公園として指定するため。	△228						

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
		59 林班い小班の全部 60 林班ろ小班の全部								
4	解除	鹿児島県大島郡天城町地内 鹿児島県大島郡天城町の一部 国有林南西諸島地域施業計画区大島事業区 42 林班り小班の全部 44 林班り 小班の全部 45 林班に小班の全部	奄美群島国立公園として指定するため。	△94						
		徳之島変更部分面積小計		△322 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国</td><td>△322</td> </tr> <tr> <td>公</td><td>△0</td> </tr> <tr> <td>私</td><td>△0</td> </tr> </table>	国	△322	公	△0	私	△0
国	△322									
公	△0									
私	△0									
		変更部分面積合計		△496 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国</td><td>△490</td> </tr> <tr> <td>公</td><td>△2</td> </tr> <tr> <td>私</td><td>△4</td> </tr> </table>	国	△490	公	△2	私	△4
国	△490									
公	△2									
私	△4									
		変更前公園面積		496 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国</td><td>490</td> </tr> <tr> <td>公</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>私</td><td>4</td> </tr> </table>	国	490	公	2	私	4
国	490									
公	2									
私	4									
		変更後公園面積		0 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>公</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td><td>0</td> </tr> </table>	国	0	公	0	私	0
国	0									
公	0									
私	0									

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の全域を次のとおり解除する。

(表5：第1種特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	解除	鹿児島県大島郡喜界町地内 大字志戸桶字サダンの一部 大字小野津字トンビ崎の一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△97
2	解除	鹿児島県大島郡喜界町地内 大字嘉鈍字幾代、乙平、中水、唐内、嘉瀬上、 蛇ノ尻、水持、岸畑、真比ノ腰、玉瀬、石程 知、於不瀬美、小水、森鎌、大水の各一部 大字花良治字コフレ、タチヒラ、アニフサ、 ヤンバタ、キンノヒラ、タチヤマ、マイガワ、 ゴフノハナ、タテンヒラ、ナナスコウ、シリ キ、ヲフミツシリの各全部及びケーデ、ゴス ク、メイダノハナの各一部 大字浦原、字大平、金久平、恋地の各全部 大字阿伝字石末ノ上、荒原、平増、平口、木 ノ下、石小平、五良川、上池田通りの各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△170
3	解除	鹿児島県大島郡喜界町地内 大字中里字山ノ称の一部 大字荒木字当山、山城久、又口、下ノ上の各 一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△28

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		喜界島変更部分面積小計		△295 国 △28 公 △97 私 △170
4	解除	鹿児島県大島郡天城町地内 大字与名間字大石グジン、崎原、山クビリ、 ウシリ、ホウヨウ、米浜、米浜配田、兼久田、 ミナベ川の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△47
5	解除	鹿児島県大島郡徳之島町地内 大字手々字崎原の一部及び字大畠の全部	奄美群島国立公園として指定するため。	△18
6	解除	鹿児島県大島郡天城町地内 大字兼久字高釣、付棚、牧鼻、鍋窪、千摩の 各一部 大字大津川字千間の一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△45
7	解除	鹿児島県大島郡伊仙町地内 大字犬田布字田種子、西田種子、種小浜、三 崎の各一部 大字崎原字小原、赤畑、佐山、馬落、多場、 町畑の各一部 大字小島字永ゴ、下原、四十吹、平デ、小原 の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△150
		徳之島変更部分面積小計		△260 国 △20 公 △21 私 △219

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
8	解除	鹿児島県大島郡和泊町地内 大字国頭字伊西、汐道、大工藏、大読当、大阿丹、逢久、長畠、砂葉、白石、手附、辺瀬 当の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△135						
9	解除	鹿児島県大島郡知名町地内 大字新城字阿場の一部 大字下城字アンギム、須原の各一部 大字田皆字迫原、矢護仁屋、下座の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△70						
沖永良部島変更部分面積小計				△205						
				<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td><td>0</td></tr> <tr> <td>公</td><td>△201</td></tr> <tr> <td>私</td><td>△4</td></tr> </table>	国	0	公	△201	私	△4
国	0									
公	△201									
私	△4									
10	解除	鹿児島県大島郡与論町地内 大字茶花字品霸、田仁、岸当の各一部 大字立長字中野都、南供利、長崎、高供利、 長泊り、宮利、案賀、茶泊り、伊波、外伊シ ヤ良、塩川、平岩の各一部 大字城字前平、山シキナ、チグンヂ、平瀬の 各一部 大字西区字磯道、前浜、木名花の各一部 大字東区字南出水増、風花、真正、アマミズ、 赤崎、瀬良、種窪、浜川、出毛、兼子、ウミ ヤ、クヅレ、タバ、中間道の各一部 大字古里字早畑キ、長東、カゲン、皆田、北	奄美群島国立公園として指定するため。	△116						

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		皆田、子ハタ、北子ハタ、黒花の各一部 大字那間字野畠、寺崎、西寺崎、北寺崎、北 カカイシ、北瀬呂賀、西カカイシ、東ウカチ、 ウカチ、半田ウカチの各一部		
		与論島変更部分面積小計		△116 [国 0 公 △33 私 △83]
		変更部分面積合計		△876 [国 △48 公 △352 私 △476]
		変更前公園面積		876 [国 48 公 352 私 476]
		変更後公園面積		0 [国 0 公 0 私 0]

- (ウ) 第2種特別地域
第2種特別地域の全域を次のとおり解除する。

(表6：第2種特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	解除	鹿児島県奄美市笠利町地内 大字佐仁字泉の全部及び字筋野、上住用の各一部 大字用字見崎、南金久、金久田、石原の各一部及び字音水の全部 大字笠利字尾浜、用道、小浜の各一部 大字辺留字辺留城、辺留窪、後金久の各一部 大字須野字コビロ、ヒヅル、大道、アヤマル、星窪、崎城の各一部 大字宇宿字松ノト、高八原、土盛、半川原、前金久の各一部 大字万屋字前川、大久保、前田の各一部 大字和野字長浜金久、和野金久の各一部 大字節田字ヨフク、湊金久、小泊、立神、ヨウ井の各一部 大字平字仲トモリ、牧過原、石道行の各一部 大字用安字喜界バン田、赤済の各一部及び字大牧の全部	奄美群島国立公園として指定するため。	△284

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2	解除	鹿児島県奄美市笠利町地内 大字喜瀬字打田原袋、マカイ、崎原小浜、崎原小亦、サウヂ、西モ子、花スロ、朝仁原、石川の各一部 大字手花部字スウノの一部 大字屋仁字屋仁平田の一部及び字アヤシギ、大平、摺浜の各全部 大字川上字横竹折口の一部 大字外金久字屋仁肥田の一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△175
3	解除	鹿児島県大島郡龍郷町地内 大字安木屋場字渡連、仲畑、三岸、山当、畦谷、折口、ヒ川、前平、片瀬、大谷、鯨浜、鯨浜川内、宮田、川内、手利後長尾筋、小又、牧又の各全部	奄美群島国立公園として指定するため。	△188
4	解除	鹿児島県奄美市名瀬地内 大字小宿字永平田、白川、頓川、小浜の地先	奄美群島国立公園として指定するため。	△10
5	解除	鹿児島県大島郡瀬戸内町地内 大字西古見字立神島の全部及び字磯平、根車川内、伊婦川内の各一部 大字管鈍字白コ浜、川ランマ、尾崎の各一部及び字川尻の全部 大字花天字尾崎、玉の浦の全部及び字川内の一部 大字久慈字大浜、オネザキ、池の間、浜グリ、ヤバ、小童、クビリの各全部及び字ブラター	奄美群島国立公園として指定するため。	△2,734

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		の一部 大字阿室釜字大和越地、大浜、宮田、小宮、 タリ浜、神田、宇神、大勝、辻宮、崎の目、 阿チン田、仲の俣の各一部 大字小名瀬字阿丹花崎、桂勝、ツキ、摺勝、 古里の各一部 大字阿鉄字ハセ浜、先一つマ、一つマ、犬之 道、先春の各全部 大字油井字タンマ、津代、小島、赤崎の各全 部及び字池金久、竹の作、田野、川内の各一 部 大字久根津字外浜原、熊ちきよ原、崎田原、 浦原の各全部及び字藏当原、コスク田原、川 内原、杉畠原の各一部 大字手安字小手安原、長浜原、見里原、田釜 原、仲田原、田ノ下原の各全部及び字屋入原 の一部 大字清水字下平原の一部及び字大港原、腰浜 原の各全部 大字嘉鉄字黒間原、小黒間原、古キ原、皆津 原の各全部及び字大黒間原、御口原の各一部 大字蘇刈字深作の一部及び字大崩、浦底、堀 溝、屋ン川、赤田、保根原、大蔵、ヤドリ、 高ン間の各全部 大字古志字越地の一部及び字才崎、深浦の各 全部		

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		大字篠川字小赤きん、池ン間、崎田、大木田の各全部及び宇井勝の一部 大字阿木名字苅法、横田、久根津又、大紛、山田、櫻木晒の各一部 大字古仁屋字大加両、トンキヤン原の各一部 大字渡連字仲田原、池尻原の各一部及び字小キ原、脇原、小勝原、金久原、村内原の各全部 大字諸鈍字茂田原、徳浜原の各一部 大字生間字三田原の一部及び字脇浜原の全部 大字勝能字カキノ浜原、崎の又原、渡浜原、青尻原、チン作原、真須子原、只元原、阿田浜原の各全部及び字田尻原、伊砂根久原の各一部 大字諸数字里原、坂元原の各一部及び字深浦原、田尻原、摺浜原、井浜原の各全部 大字押角字白木原、小浜原、エンマ原、白瀬原、深浦原、浜熊原、耳瀬原、大松原、大袋原、タガンマ原、仲田カンマ原、赤熊原、クダン浜原、タカンマ原、呑ノ浦タガンマ原、宮の上原、大袋川内原の各全部 大字瀬相字大浦原、春間原、春間平原の各全部 大字三浦字大木田原、手安原、古浦原、平勝原、阿者崎原、川内原、皆畑原、横溝原、浜完原、向原、崎畑原、三浦又原、仲筋原、伊		

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
		太地原、瀬木浜原、水浜原の各全部及び字大袋原、大川内原の各一部 大字芝字深浦原、妻浜原、久平原、井浜原、花富原、長根原の各全部及び字輪連間原の一部 大字薩川字待網原、赤尾木原、春野原の各全部 大字実久字大熊原、中間原、平田原、仲田原、上大熊原、宗津原、阿里キ原、田キ山原、栄名原、湯原の各全部 大字俵字肥後原、崎山原の各全部 大字武名字前田原、くびり原、長浜原の各全部								
		奄美大島変更部分面積小計		△3,391 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>△71</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>△1,161</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>△2,159</td> </tr> </table>	国	△71	公	△1,161	私	△2,159
国	△71									
公	△1,161									
私	△2,159									
6	解除	鹿児島県大島郡徳之島町地内 大字徳和瀬字和瀬溜り、下里原の各一部及びその地先 大字亀徳字ヨル兼久、大兼久、シノ崎の各一部及びその地先	奄美群島国立公園として指定するため。	△12						

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
7	解除	鹿児島県大島郡伊仙町地内 大字喜念字フグウ、サウジベ、下ムデナウ、 兼久、シウミチ、タンコ、フンダウ、ハンタ ウ、クウジの各一部 大字佐弁字東ミヤド、南ミヤド、トマチンの 各一部 大字面繩字下アゲノの一部 大字目手久字ウッソウ、子子ク、ヨウノ子、 南兼久、大アゲノウの各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△53						
8	解除	鹿児島県大島郡徳之島町地内 大字亀津字本木竿、本川の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△10						
9	解除	鹿児島県大島郡伊仙町地内 大字阿三字鹿原、上牧原、高辻、下牧原、西 牧原、ウンタマシ、福島泉の各一部 大字阿権字ウンテンハナ、ユンマシ、南鹿原、 鹿原、ツンキヤテ、白真テス、下キシ、ヨン ニ、ヨンマシ、鹿前の各一部 大字木之香字下島権、田俣口、アワバタの各 一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△85						
徳之島変更部分面積小計			△160	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td><td>△10</td></tr> <tr> <td>公</td><td>△5</td></tr> <tr> <td>私</td><td>△145</td></tr> </table>	国	△10	公	△5	私	△145
国	△10									
公	△5									
私	△145									

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
10	解除	鹿児島県大島郡和泊町地内 大字国頭字砂葉、長畠の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△13
11	解除	鹿児島県大島郡和泊町地内 大字手々知名字スン兼久、アキタの各一部 大字喜美留字波取、汐道、笠瀬当の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△30
12	解除	鹿児島県大島郡知名町地内 大字住吉字吉野平川、芭蕉俣、川平穴張の各一部 大字徳時字川田原、静盛の各一部 大字大津勘字蓮木俣、川山、名苗当、見里の各一部 大字瀬利覚字平窪、大堂の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△50
13	解除	鹿児島県大島郡知名町地内 大字屋子母字泊り原、石屋川、当増、久米セシスの各一部 大字大津勘字前原、神野、源手名の各一部 大字徳時字大当、阿宮川、大仁田俣渡ン正俣、上べの各一部 大字住吉字宇和美崎、吉泊り、兼久、友留の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△107

沖永良部島変更部分面積小計	△200 [国 0 公 △57 私 △143]
変更部分面積合計	△3,751 [国 △81 公 △1,223 私 △2,447]
変更前公園面積	3,751 [国 81 公 1,223 私 2,447]
変更後公園面積	0 [国 0 公 0 私 0]

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の全域を、次のとおり解除する。

(表7：第3種特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	解除	鹿児島県奄美市笠利町地内 大字須野字佐仁田、小山田、大道、崎原、シラソデ、カバ野、辺ヅルの各一部及び字コビロの全部	奄美群島国立公園として指定するため。	△43
2	解除	鹿児島県奄美市名瀬地内 大字朝仁字天川の一部及び字浜崎、外金久、中金久、浜金久の各地先 大字小宿字浜里、大津、上大津、大津平、大津川内、城又、平名田、平松、跡瀬、永平田、大道野、白川、頓川、小浜、大浜、大浜川、不棚、野釜、唐仁の各一部 大字知名瀬字平松、野口、金久の各一部 大字根瀬部字小又、中又、小田院、渋野川、大田院、米富袋、田院川内、中袋、丸袋、田院崎、都崎の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△470
3	解除	鹿児島県大島郡大和村地内 大字国直字湊平、崎ノ浜の各一部 大字戸円字ヒエン、田検田、アガタ脇田、福地、森、徳浜の各一部 大字名音字崎山、戸円崎の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△102

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		奄美大島変更部分面積小計		△615 国 △6 公 △237 私 △372
4	解除	鹿児島県大島郡喜界町地内 大字志戸桶字沖名、屈那の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△145
5	解除	鹿児島県大島郡喜界町地内 大字嘉鈍字仏茶、宮田、白水道、豆森、嘉鈍奥增、百之台の各全部及び字大水、森釜、水持、 鮑ノ尻、幾代、乙平、中水、岸畠、唐内、嘉瀬上、真比ノ腰、玉瀬の各一部 大字花良治字ウカミノ子、コヤノマイ、ハンタ、 トヨリ、ナカドウ、ウタミツ、トチヤ、ヲソオ バンタ、コウリハンタ、アタデノハナの各全部 大字浦原字ヨンメ、黒加治禰、ワタナ半田の各 全部 大字川嶺字徳川、清良畠の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△198
6	解除	鹿児島県大島郡喜界町地内 大字中里字山ノ称の一部 大字荒木字当山、山城久、又口、下ノ上の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△25
		喜界島変更部分面積小計		△368 国 0 公 △368 私 0

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
7	解除	鹿児島県大島郡徳之島町地内 大字手々、字崎原、ナゲクタ、竹真宣利、ガンケサク、上野白代田、フキ、山田川、当間先、阿田配田、城田、半田、半田組、阿田根川の各一部及び字小ナハ、ナハ、脇田、内脇田、吉神、大フ、上袋、キヨロ、前浜、大和城、ヤゼ、奥半田、大配田、字久保田、打田、中田、坂元、平口、下一つ川、磯手、大黒瀬の各全部 大字金見、字長浜、又田、与又、荷サキ、大瀬、手々通、茂田手、ウハレ、大畑、森後、尻屋、石原田、大袋、渉田、竹ノ作の各全部及び字盛之前、加年久当平、川ノ上の各一部 大字山字上汐場、尻池、内ノ当り、小瀬川、松、大広、収石の各一部及び中汐飛屋、下汐飛屋、車泊、後浜、千屋、数浜、金間、畦、右左所の各全部 大字花徳字竿地釜、潤主、上大当、大又、大湊、石平、水洗、下官竿、上官竿、宝喜、新村、後里久、前里久、石益、下田の各一部及び阿手、崎田、後原、崎田道、大当、南川原、南井川、舊田原、大兼久、小兼久、上小島、下小島、中小島、樽次尾、小浜、宮城の各全部 大字母間字端河兼久登の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△603
8	解除	鹿児島県大島郡天城町地内 大字与名間字大石グジン、崎原、山クビリ、兼久田、米浜配田、上ノ袋、新田、大タン、米浜、	奄美群島国立公園として指定するため。	△125

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
		後川、コウヨウ、ウシリ、フキ、トビ瀬、アダン川、ホシバ、石水、大黒石、手々道の各全部 大字与名間字ミナデ川、サク、前ノ畑、下イノ、 半田配田、ウシル田配田、ナラ田、落水、馬垣、 内キノミドリ、堀切、シイタゴイ、ハゲ岳の各一部								
9	解除	鹿児島県大島郡徳之島町地内 大字神之嶺字トビラヤ、シキマント、石アナダ、 カ子クバタ、大力子クの各全部 大字諸田字大塔、子コン、イサラトウの各全部 大字徳和瀬字ウシクボ、ユクド、ノカンド、ア ミバテ、シガリ、シャモダ、ハンダ、和瀬トマ リ、シモサトバルの各全部及び字西イノドの一 部 大字亀徳字ヨル兼久、大兼久、シノ崎の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△198						
10	解除	鹿児島県大島郡天城町地内 大字兼久字下高釣、上高釣、付棚、牧鼻、鍋窪、 千摩の各一部 大字大津川字千間の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△65						
11	解除	鹿児島県大島郡伊仙町地内 大字犬田布字三崎、西田種子の各一部	奄美群島国立公園として指定するため。	△25						
徳之島変更部分面積小計				△1,016						
				<table border="1"> <tr> <td>国</td><td>△30</td></tr> <tr> <td>公</td><td>△22</td></tr> <tr> <td>私</td><td>△964</td></tr> </table>	国	△30	公	△22	私	△964
国	△30									
公	△22									
私	△964									

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
12	解除	鹿児島県大島郡知名町地内 大字瀬利覚字スマン辻、平田名、ナベ田、白川原、茶地、徳時原、見里原、水窪、大荒地、与窪、芝当、堀地名、蔵外の各全部及び平窪、大堂の各一部 大字大津勘字蓮水俣、川山、名苗当、見里の各一部及び東原、名間田の各全部 大字住吉字橋本、赤木俣、田仁業宇ノ棚、野留田俣、西当り原、ドンドン俣、梶木俣、喜美当、下永竿、上川田、下川田、吉原、田皆芭蕉迫、下泉川、荒地俣、上泉川、先山、北黒木の各全部及び芭蕉俣、川平穴張の各一部 大字徳時字田水、志皿木俣、バネ窪、泉川、真嘉屋、前名当、伊ビ底俣、徳時川俣の各全部及び川田原、静盛、内蔵仁の各一部 大字屋子母字水留屋の全部	奄美群島国立公園として指定するため。	△375						
沖永良部島変更部分面積小計				△375 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td><td>0</td></tr> <tr> <td>公</td><td>0</td></tr> <tr> <td>私</td><td>△375</td></tr> </table>	国	0	公	0	私	△375
国	0									
公	0									
私	△375									
13	解除	鹿児島県大島郡与論町地内 大字茶花字品覇、田仁、岸当の各一部 大字立長字中野都、南供利、長崎、宮利、高供利、長泊り、親袋、安賀、東茶泊り、伊波、内伊シャ良、塩川浜、平岩、茶泊り、外伊シャ良	奄美群島国立公園として指定するため。	△331						

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
		の各一部 大字城字前平、山シキナ、チクンヂ、平瀬の各一部 大字西区字磯道、前浜、木名花の各一部 大字東区字南出水、風花、真正、アマミズ、赤崎、瀬良、種窪、浜川、出毛、中間道、タバの各一部 大字古里字長東、ビラ畑、早畑キ、ヨイマシ、ビラ、石字、カゲン、皆田北皆田、子ハタ、北子ハタ、黒花の各一部 大字那間字野畑、寺崎、西寺崎、カカイシ、北瀬呂賀、西カカイシ、東ウカチ、ウカチ、半田ウカチの各一部								
		与論島変更部分面積小計		△331 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td><td>0</td></tr> <tr> <td>公</td><td>0</td></tr> <tr> <td>私</td><td>△331</td></tr> </table>	国	0	公	0	私	△331
国	0									
公	0									
私	△331									
		変更部分面積合計		△2,705 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td><td>△36</td></tr> <tr> <td>公</td><td>△627</td></tr> <tr> <td>私</td><td>△2,042</td></tr> </table>	国	△36	公	△627	私	△2,042
国	△36									
公	△627									
私	△2,042									

变更前公園面積	2,705 [国 36 公 627 私 2,042]
变更後公園面積	0 [国 0 公 0 私 0]

イ 海域公園地区

海域公園地区の全域を、次のとおり解除する。

(表8：海域公園地区削除表)

番号	名称	位置	告示年月日	理由	面積 (ha)
1	笠利半島東海岸 海域公園地区	鹿児島県奄美市笠利町大字用 の地先	昭和 49. 2. 15	奄美群島国立公園として指定するため。	△93
2	摺子崎海域公園 地区	鹿児島県奄美市名瀬大字小宿 字永平田、字白川、字頓川、字 小浜の地先	昭和 49. 2. 15	奄美群島国立公園として指定するため。	△70
3	瀬戸内海域公園 地区	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字 三浦、俵小島の地先海面、大字 芝、イナガキバナの地先海面、 大字実久の地先	昭和 49. 2. 15	奄美群島国立公園として指定するため。	△58
4	亀徳海域公園地 区	鹿児島県大島郡徳之島町大字 徳和瀬大字亀徳の地先	昭和 49. 2. 15	奄美群島国立公園として指定するため。	△70
5	与論島海域公園 地区	鹿児島県大島郡与論町大字東 区赤崎の地先海面、大字古里ミ ナタの地先	昭和 49. 2. 15	奄美群島国立公園として指定するため。	△155

ウ 関連事項

(ア) 普通地域（陸域）

普通地域（陸域）の区域の全域を、次のとおり解除する。

(表9：普通地域（陸域）変更表)

都道府 県名	変更後		変更前							
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)						
鹿児島 県	—	0	大島郡龍郷町地内 大島郡龍郷町安木屋場部落全城	14						
	—	0	大島郡瀬戸内町実久 大島郡瀬戸内町実久部落全城	19						
	奄美大島変更部分面積小計			△33						
				<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td><td>0</td></tr> <tr> <td>公</td><td>0</td></tr> <tr> <td>私</td><td>△33</td></tr> </table>	国	0	公	0	私	△33
国	0									
公	0									
私	△33									
(これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)										
			変更部分面積合計	△33						
			<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td><td>0</td></tr> <tr> <td>公</td><td>0</td></tr> <tr> <td>私</td><td>△33</td></tr> </table>	国	0	公	0	私	△33	
国	0									
公	0									
私	△33									

	33						
変更前公園面積	<table border="1"><tr><td>国</td><td>0</td></tr><tr><td>公</td><td>0</td></tr><tr><td>私</td><td>33</td></tr></table>	国	0	公	0	私	33
国	0						
公	0						
私	33						
	0						
変更後公園面積	<table border="1"><tr><td>国</td><td>0</td></tr><tr><td>公</td><td>0</td></tr><tr><td>私</td><td>0</td></tr></table>	国	0	公	0	私	0
国	0						
公	0						
私	0						

(イ) 普通地域（海域）

普通地域（海域）の区域は、次のとおりとなる。

(表 10 : 普通地域（海域）変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
鹿児島 県	—	0	奄美市笠利町地先 奄美市笠利町東側海岸地先海面の一部 境界汀線から 1 km までの海域 海域公園地区周囲 1 km の海域	2,555
	—	0	奄美市笠利町地先 奄美市笠利町笠利湾測地先海面の一部、境界汀線から 1.0km までの海域	893
	—	0	大島郡龍郷町地先 大島郡龍郷町地先海面の一部、境界汀線から 1 km までの海域	458
	—	0	奄美市名瀬及び大和村地先 名瀬市地先海面の一部公園境界汀線から 1km までの海域	1,878
	—	0	大島郡瀬戸内町地先 大島郡瀬戸内町の地先海面の一部、境界汀線から 1 km までの海域	8,172
奄美大島変更部分面積小計				△13,956

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
鹿児島 県	—	0	大島郡喜界町地先 大島郡喜界町地先海面の一部、志戸桶 天神湊を中心とする北東部、境界汀線 より 1km までの海域	791
	—	0	大島郡喜界町地先 大島郡喜界町の地先海面の一部 中里から荒木までの境界汀線から 1km までの海域	268
喜界島変更部分面積小計				△1,059
鹿児島 県	—	0	大島郡徳之島町地先 大島郡徳之島町の地先海面の一部 神之嶺宝川口と亀徳シノ崎を結ぶ境界 汀線から 1km の海域 海域公園地区周囲 1km の海域	775
	—	0	大島郡徳之島町地先 大島郡徳之島町の地先海面の一部 崎原崎（行政界）汀線から海面沖合の 方向へ 1km の点を結んだ境界金間崎か ら 90° の方向へ 1km の点と花徳里久川 口公園境界汀線から 1.0km の点を結ん だ線界	2,090

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
鹿児島 県	—	0	大島郡天城町地先 大島郡天城町の地先海面の一部 大字与名間大石グジン海岸より公園境 界汀線から 1km の海域	580
	—	0	大島郡天城町地先 大島郡天城町の地先海面の一部 大字兼久字高釣海岸より瀬滝までの沖 ～ 1km の海域	320
	—	0	大島郡伊仙町地先 大島郡伊仙町の地先海面の一部 大字小島海岸より犬田布岬を経て、大 字鹿浦までの沖へ 1km の海域	800
	—	0	大島郡伊仙町地先 大島郡伊仙町の地先海面の一部 大字喜念浜より大字古里海岸までの沖 ～ 1km の海域	558
	—	0	大島郡徳之島町地先 大島郡徳之島町の地先海面の一部 大字下原の沖へ 1km の海域	150
徳之島変更部分面積小計				△5,273

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
鹿児島 県	—	0	大島郡知名町地先 大島郡知名町地先海面の一部、田皆岬 の沖合海上で大字新城字沖泊から大字 田皆字湖吹を結ぶ海上 1km の海域	450
	—	0	大島郡知名町地先 大島郡知名町地先海面の一部、屋子母 の沖合海上で大字徳時字阿宮川から大 字屋子母字泊原を結ぶ海上 1km の区域	703
	—	0	大島郡和泊町地先 大島郡和泊町地先海面の一部 喜美留の沖合海上で大字喜美留笠瀬当 から大字手々地名、小字スン兼久を結 ぶ海上 1km の区域	180
	—	0	大島郡和泊町地先 大島郡和泊町地先海面の一部 国頭岬の沖合海上で大字国頭字伊西か ら大字国頭字手附を結ぶ海上 1km の区 域	835
沖永良部島変更部分面積小計				△2,168

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
鹿児島 県	—	0	大島郡与論町地先 供利から、赤崎を経て茶花に至る沖合 1km の海域及び海域公園地区の沖合 1km の海域	2,122
与論島変更部分面積小計				△2,122
変更部分面積合計				△24,578
変更前公園面積				24,578
変更後公園面積				0

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 11 : 地域地区別土地所有別面積総括表 (変更後))

(単位 : 面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域									普通地域 (陸域)			海域公園地区	普通地域 (海域)	合計 (陸域)			合計 (海域)														
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域								国	公	私															
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	合計 (海域)	合計 (海域)															
鹿 児 島 県	土地所有 別面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	地種区分 別面積 (比率)	0 (0)			0 (0)			0 (0)			0 (0)					0 (0)																	
	地域地区 別面積 (比率)				0 (0)									0 (0)			0 (0)																
	地域別面 積 (比率)	0 (0)									0 (0)			0 (0)			0 (0)																
																合計 (陸域・海域)																	
																0																	

(表 12 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : 面積 ha)

		現 行									変更後									増減			
地域地区 市町村名		特別地域					普通 地域 (陸 域)	合計 (陸域)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域)	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公 園地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域)	合計 (陸域)	合計 (海域)
		特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計						特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計							
鹿 児 島 県	奄美大島 (奄美市、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町)	174	0	3,391	615	4,006	33	4,213	221	13,956	14,177	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△4,213	△14,177	
	喜界島 (大島郡喜界町)	0	295	0	368	663	0	663	0	1,059	1,059	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△663	△1,059	
	徳之島 (大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町)	322	260	160	1,016	1,436	0	1,758	70	5,273	5,343	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△1,758	△5,343	
	沖永良部島 (大島郡和泊町、大島郡知名町)	0	205	200	375	780	0	780	0	2,168	2,168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△780	△2,168	
	与論島 (大島郡与論町)	0	116	0	331	447	0	447	155	2,122	2,277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△447	△2,277	
	合 計	496	876	3,751	2,705	7,332	33	7,861	446	24,578	25,024	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△7,861	△25,024

2 事業計画の解除

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

次の集団施設地区を解除する。

(表 13 : 集団施設地区解除表)

番号	名 称	種 類	位 置	告示年月日	理 由
1	与論島	道路、駐車場、広場、宿舎、野営場、休憩舎、運動場、水泳場、舟遊場、上下水道、公衆便所、汚物処理施設	鹿児島県大島郡与論町地内 鹿児島県大島郡与論町の一部	昭和 49 年 2 月 15 日	奄美群島国立公園として指定するため。

(イ) 単独施設

a 単独施設

次の単独施設を解除する。

(表 14 : 単独施設解除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
ア 奄美大島				
1	園地	鹿児島県奄美市笠利町アヤマル (アヤマル崎)	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
2	宿舎	鹿児島県奄美市笠利町アヤマル (アヤマル崎)	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
3	園地	鹿児島県奄美市笠利町屋仁 (蒲生 崎)	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
4	園地	鹿児島県大島郡龍郷町安木屋場 (今井崎)	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
5	駐車場	鹿児島県奄美市名瀬小宿 (摺子崎)	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
6	園地	鹿児島県奄美市名瀬小宿 (摺子崎)	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
7	水泳場	鹿児島県奄美市名瀬小宿 (摺子崎)	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
8	野営場	鹿児島県奄美市名瀬小宿 (摺子崎)	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
9	駐車場	鹿児島県大島郡大和村都崎（宮古崎）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
10	園地	鹿児島県大島郡大和村都崎（宮古崎）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。。
11	園地	鹿児島県奄美市住用町山間（山間）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。。
12	休憩所	鹿児島県大島郡瀬戸内町実久及び芝（実久・芝）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
13	水泳場	鹿児島県大島郡瀬戸内町実久及び芝（実久・芝）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
14	園地	鹿児島県大島郡瀬戸内町油井（油井岳）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
15	宿舎	鹿児島県大島郡瀬戸内町清水（トンキンヤン）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
16	園地	鹿児島県大島郡瀬戸内町清水（トンキンヤン）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
17	水泳場	鹿児島県大島郡瀬戸内町清水（トンキンヤン）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
18	園地	鹿児島県大島郡瀬戸内町蘇刈（ホノホシ）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
イ 喜界島				
19	園地	鹿児島県大島郡喜界町志戸桶（志戸桶）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
20	野営場	鹿児島県大島郡喜界町志戸桶（志戸桶）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
21	園地	鹿児島県大島郡喜界町百之台（百之台）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
22	園地	鹿児島県大島郡喜界町荒木（荒木）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
ウ 徳之島				
23	園地	鹿児島県大島郡天城町与名間（崎原崎）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
24	園地	鹿児島県大島郡天城町兼久（犬の門蓋）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
25	園地	鹿児島県大島郡伊仙町犬田布（犬	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
		田布岬)		
26	水泳場	鹿児島県大島郡伊仙町喜念（喜念浜）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
27	野営場	鹿児島県大島郡伊仙町喜念（喜念浜）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
28	休憩所	鹿児島県大島郡伊仙町喜念（喜念浜）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
29	宿舎	鹿児島県大島郡徳之島町亀徳及び神之嶺（亀徳・神之嶺）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
30	園地	鹿児島県大島郡徳之島町亀徳及び神之嶺（亀徳・神之嶺）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
31	水泳場	鹿児島県大島郡徳之島町亀徳及び神之嶺（亀徳・神之嶺）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
32	休憩所	鹿児島県大島郡徳之島町金見（金見崎）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
33	園地	鹿児島県大島郡徳之島町金見（金見崎）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
34	駐車場	鹿児島県大島郡徳之島町金見（金見崎）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
工 沖永良部島				
35	園地	鹿児島県大島郡和泊町国頭（国頭）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
36	水泳場	鹿児島県大島郡和泊町喜美留（喜美留）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
37	園地	鹿児島県大島郡知名町田皆（田皆岬）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
38	休憩所	鹿児島県大島郡知名町田皆（田皆岬）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
39	園地	鹿児島県大島郡知名町住吉及び徳時（昇竜洞、水連洞）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
40	休憩所	鹿児島県大島郡知名町住吉及び徳時（昇竜洞、水連洞）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
41	駐車場	鹿児島県大島郡知名町住吉及び徳時（昇竜洞、水連洞）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
42	水泳場	鹿児島県大島郡知名町屋子母（屋子母）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。

b 運輸施設（係留施設）

次の運輸施設（係留施設）を解除する。

(表 15：運輸施設（係留施設）解除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
1	埠頭桟橋	鹿児島県奄美市笠利町須野（須野）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
2	埠頭桟橋	鹿児島県大島郡瀬戸内町実久（実久）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
3	埠頭桟橋	鹿児島県大島郡瀬戸内町清水（トンキヤン）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
4	埠頭桟橋	鹿児島県大島郡徳之島町亀徳（亀徳）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
5	埠頭桟橋	鹿児島県大島郡与論町東区（赤崎）	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。

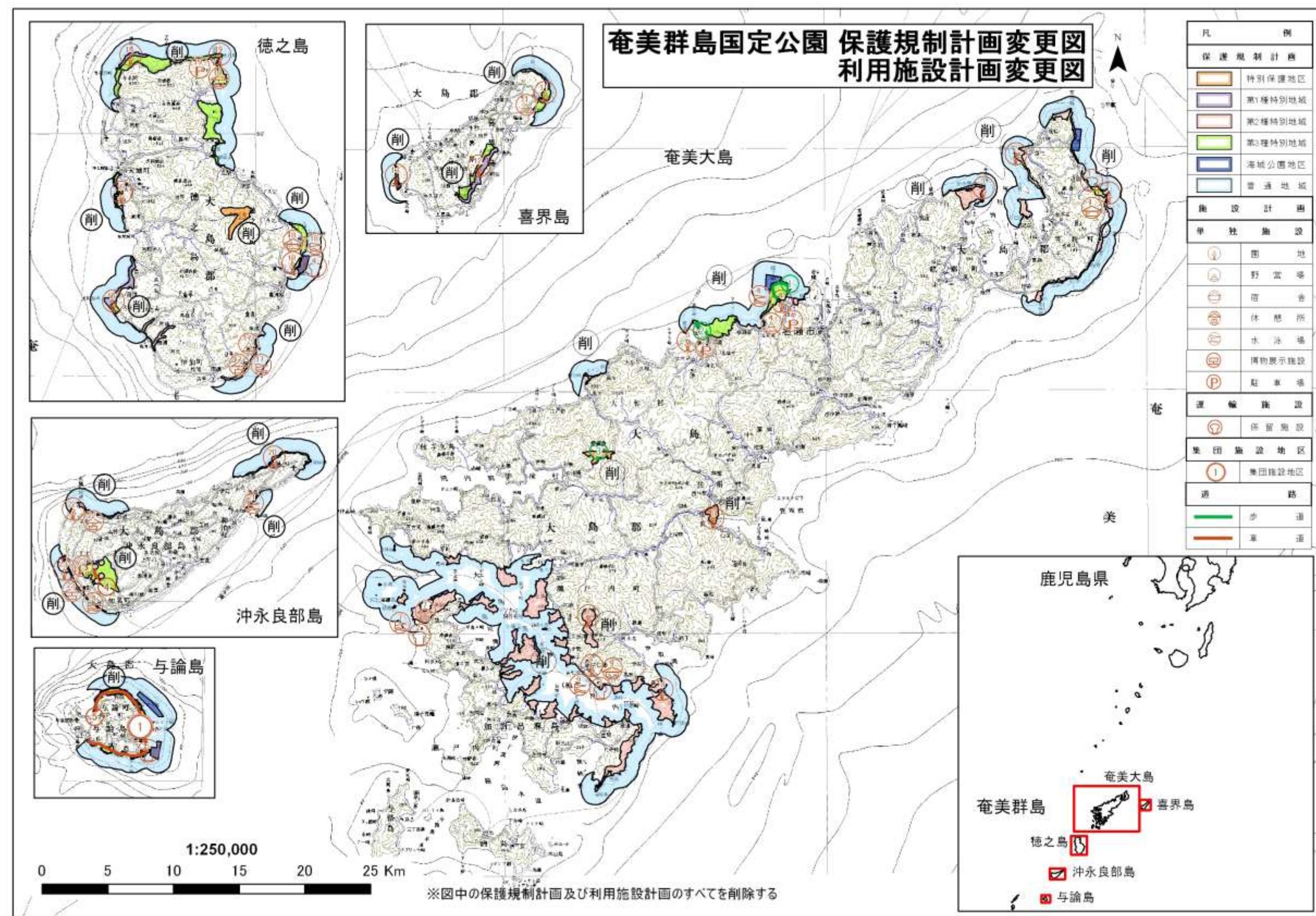
(ウ) 道路

a 歩道

次の歩道を解除する。

(表 16 : 道路 (歩道) 解除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
ア 奄美大島					
1	摺子崎線	起点－鹿児島県奄美市名瀬大字小宿字平名田（国定公園境界） 終点－鹿児島県奄美市名瀬大字小宿字大津川内（国定公園境界）		昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
2	宮古崎線	起点－鹿児島県大島郡大和村大字国直字湊平（国定公園境界） 終点－鹿児島県大島郡大和村大字国直字崎ノ浜		昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
3	湯湾岳線	起点－鹿児島県大島郡宇検村地内国有林南西諸島地域施業計画区大島事業区 30 林班（国定公園境界） 終点－鹿児島県大島郡宇検村地内国有林南西諸島地域施業計画区大島事業区 30 林班（国定公園境界）		昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
イ 沖永良部島					
4	大津勘線	起点－鹿児島県大島郡知名町大字大津勘字連木俣（国定公園境界） 終点－鹿児島県大島郡知名町大字住吉字吉野平川（国定公園境界）	水連洞 昇竜洞	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。
ウ 与論島					
5	茶花・供利線	起点－鹿児島県大島郡与論町茶花（国定公園境界） 終点－鹿児島県大島郡与論町立長（国定公園境界）	古里	昭和 51 年 12 月 13 日	奄美群島国立公園として指定するため。



3 参考事項

(1) 過去の経緯

1. 奄美群島国定公園の指定
昭和 49 年 2 月 15 日 環境庁告示第 14 号
2. 奄美群島国定公園計画、利用計画（集団施設地区）の決定
昭和 49 年 2 月 15 日 環境庁告示第 15 号
3. 特別地域、特別保護地区及び海中公園地区の指定
昭和 49 年 2 月 15 日 環境庁告示第 16 号
4. 奄美群島国定公園公園計画（利用計画）
昭和 51 年 12 月 13 日 鹿児島県告示第 1440 号